

伊賀市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月2日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第3号

伊賀市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

伊賀市建築基準法施行細則（平成16年伊賀市規則第173号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「認定の申請を」の次に「建築主事等又は市長に行った」を加え、「市長又は建築主事等」を「建築主事等又は市長」に改め、同条第2項中「認定の通知を」の次に「建築主事等又は市長から」を加え、「市長又は建築主事等」を「建築主事等又は市長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）は、法第6条の2第1項又は法第18条第4項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次条第2項において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物に係る工事を取りやめたことを知ったときは、市長に報告しなければならない。

第7条第1項中「認定を受け、」を「認定を建築主事等又は市長から受け、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項又は法第18条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物について、当該確認済証の交付に係る工事が完了するまでの間に、それぞれ省令第3条の5第3項各号又は省令第8条の2第7項各号に掲げる書類の記載事項に変更があったことを知ったときは、変更後の内容を記載した当該書類を添えて、市長に報告しなければならない。

第24条中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

様式第5号中「取り下げ届」を「取下げ届」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式第5号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

治田ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年2月2日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第4号

治田ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則
治田ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年伊賀市規則第20号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市盲人ホーム条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年2月2日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第5号

伊賀市盲人ホーム条例施行規則を廃止する規則

伊賀市盲人ホーム条例施行規則（平成16年伊賀市規則第120号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。